明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○金融商品取引所等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四八）　一

〔告　示〕

○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（内閣府二二九）　一

○住居表示を実施した件（総務二八一）　四

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件の一部を改正する件（法務三七六）　五

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（同三七七）　五

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針の一部を改正する件（同三七八）　五

○原戸籍の一部が滅失した件（同三七九）　五

○日本国に帰化を許可する件（同三八〇）　五

○政府調達に関する協定及び政府調達に関する協定を改正する議定書へのモンテネグロ等による加入に関する件（外務二七九）　六

○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一四三二～一四三六）　七

○保安林の指定をする件（同一四三七～一四四一）　八

○漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を定める件（防衛一五四）　九

〔人事異動〕

内閣府　金融庁　法務省　農林水産省
林野庁　水産庁　海上保安庁　九

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、建設業の営業の停止命令関係　一〇

裁判所

相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二三

会社その他

府令

○内閣府令第四十八号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百十九条第四項の規定に基づき、金融商品取引所等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年七月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引所等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第六十七条第二項第一号中「銀行」を「日本銀行、銀行」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。